

## ■男女の賃金の差異（法令に基づく情報公表）

（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

公表日：2026年8月1日

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令」および「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が発出され、令和5年4月1日に施行されました。これを受け、本法人でも男女の賃金の差異を公表しております。

|          |       |
|----------|-------|
| 全労働者     | 75.6% |
| 正規雇用労働者  | 76.2% |
| 非正規雇用労働者 | 75.6% |

◆対象期間：令和7年度（賃金計算期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日）

◆賃金：退職金を除く

◆対象範囲：

（1）正規雇用労働者：正職員

（2）非正規雇用労働者：常勤嘱託職員、非常勤嘱託職員、再雇用、臨時職員

◆差異についての補足説明

（1）正規雇用労働者：賃金の高い男性医師が正規雇用での雇用や、育児休業を取得している女性の正規雇用労働者を含めている為、格差が生じています。

（2）非正規雇用労働者：女性は臨時職員（技術職半日勤務）での雇用が多く、男性は嘱託職員、再雇用（早出出張業務）での雇用が多いため、格差が生じています。

公益財団法人宮城県対がん協会